

和光都市計画高度利用地区の決定（和光市決定）

和光都市計画高度利用地区を次のように決定する。

告 示 年 月 日
令和 6 年 3 月 28 日

						和光市	
種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	備考
高度利用地区 (和光市駅北口地区)	約 0. 7 ha	50/10	20/10	7/10	200 m ²	2m	
合 計	約 0. 7 ha						

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 5 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては、1 / 1 0 を加えた数値とする。

また、壁面の位置の制限は、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障のないものについてはこの限りでない。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由：商業・業務・居住などの機能の立地誘導により、和光市駅周辺の安全性と拠点性を高めるとともに、にぎわい・活気のある魅力的なまちなか空間を創出することを目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を決定する。